

# 新型コロナウイルス感染類似症状者が行うべき行動と復帰の流れ

発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚・嗅覚の異常など  
新型コロナウイルス感染が否定できない症状がある時 >> 登校・出勤しない

研究室主宰者・指導教員から指示 または、自主的に

## 医療機関等の受診

京都府内の場合は、まず、かかりつけ医に相談。できない場合は「きょうと新型コロナ医療相談センター」(075-414-5487)に相談

医療機関等の受診を基本とする。  
>>日々、体調を研究室主宰者・指導教員へ連絡すること。

非COVID-19  
診断

回復すれば復帰  
※1

COVID-19  
診断

速やかに部局に報告、保健所  
及び部局の指示に従い療養

COVID-19  
診断未確定

発症後8日間が経過し、かつ、  
無症状の期間が3日間経過する  
まで自宅待機

※1：インフルエンザなど他の疾患がある場合は医師の診断に基づいて対応する。

【体調の経過観察表】の提出

研究室主宰者及び所属の長は、【体調の経過観察表】の結果を元に自宅待機終了を指示する。

※2：職員の場合は「研究室主宰者・指導教員」を「上司」に読み替える。

判断が困難な場合は、自宅待機終了について宇治対策本部を通じて、環境安全保健機構 健康管理部門に助言を求める。

自宅待機終了・復帰